

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年9月17日（水） 第2委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 松本みのり副委員長 谷口隆明 横路政之 堀井慎一郎 桜田亮太
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 加藤武徳総務部長 横山敬之行政管理課長 東健治管財課長 高尾和巳管財課管財係長
6. 傍 聴 者 1名（うち議員1名）
7. 会議に付した事件
 - 1 市出資法人における決算余剰金の取り扱いについて
 - 2 陳情について
 - 3 意見書について
 - 4 閉会中の継続調査について
 - 5 その他

午前10時00分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより総務常任委員会を開催します。ただいまの出席委員は6名です。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

1 市出資法人における決算余剰金の取り扱いについて

○五島誠委員長 本日の協議事項、まず1点目は市出資法人における決算余剰金の取り扱いについてです。先般、議員全員協議会、そして先日の本会議において、市出資法人の令和6年度の決算の報告をいただいたところですけれども、そうしたものを受けて、先般の予算決算常任委員会の決算審査分科会、総務分科会の中でも若干、そのことに触れた議論もあったところです。この際、改めて市出資法人の在り方といいますか、そういったところについて、一度この委員会で協議をしたらどうかということで、本日は総務部長、行政管理課、そして管財課に出席をいただきまして協議してまいりたいと思います。まず、この市出資法人における決算余剰金、特に庄原市総合サービスは庄原市が100%出資の法人ですけれども、先般の決算の中で見えてきたところとして、決算余剰金が1億円、出資金の10倍を超える決算余剰金が出てきている状況です。改めて、この在り方ですとか、今後どうしていくのかといったところについて、まずは行政管理課長から説明を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。総務部長。

○加藤武徳総務部長 まず先般の決算審査分科会のときに、私が庄原市総合サービスの剰余金の使い方を以前聞いたことがあるのだということで、給食調理業務等で万が一のことがあったときにお弁当とかの対応をするのだというお話を聞いていますとお話ししました。しかし、その後よく確認したら私の認識の誤りで、お弁当等の対応は特定引当金を決算書の中に1,400万円ぐらい積み立てておられ、そちらで対応するということでしたので、冒頭、おわびと訂正をさせていただければと思います。

○五島誠委員長 改めて、行政管理課長。

○横山敬之行政管理課長 それでは、利益剰余金について説明します。庄原市総合サービスの令和6年度末の繰越利益剰余金は1億円を超える状況となっておりますが、会社設立から20年余りが経過して、安定経営に向けた経営努力の結果であると認識しております。剰余金が適正であるかどうかについては、一概には判断が難しいところですが、資本金と利益剰余金の合計額、純資産合計が1億1,172万1,596円となっております。貸借対照表でいきますと左側の資産の部の合計が3億6,938万794円となりまして、この割合が30.25%となっており、今年度初めて自己資本比率が30%を超えたところです。しかしながら、庄原市総合サービス株式会社は市の100%出資の形態でございまして、多額の利益剰余金を保有することは好ましくないと考えております。どの程度の純資産が適当であるかについては、業種や会社の形態により一律の判断は難しいところですが、自己資本比率は一般的に30%以上を維持することが望ましく、50%以上で健全企業との一般的な目安がございます。庄原市総合サービスは保育事業の運営や学校給食調理業務、また指定ごみ袋の関係業務など、市民生活に直結する公共性の高い事業を担っていることから、現在の剰余金の額については適当ではないかと考えております。また、利益剰余金を取り崩す場合は任意積立金や株主配当、自社株買いを行う場合と、あとは当期純損失が生じたときとなります。今後の方向性としては、例えば指定管理が行っている保育所へ設備投資を行い、遊具などの保育環境の充実や施設改修による安全性の向上、また従業員の処遇改善、職員の配置の充実や会社経営安定化のための投資などが考えられます。この場合、単年度の経営状況としては当期純損失が生じることとなります。100%出資の会社ですので、当期純損失が発生する設備投資などを行う場合は重要な経営判断であることから、市も十分関わりながら、今後の経営見直しを見据えて市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○五島誠委員長 ただいま説明を受けました。これより委員の皆さんから質疑を受け付けたいと思っております。1点、既に本会議でこちらの決算については報告をいただいておりますので、その説明がなかった部分といいますか、そこの重複といったところを御留意賜りまして、質疑を行っていただければと思います。では、これより質疑を許します。質疑はありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 当期の純利益が、令和5年が400万円余り、令和6年が600万円余りということで、当然積算をして指定管理料とかが市から払われていると思うのですが、そういう中で一年間経営して600万円とかいう剰余金が出るのは、なぜそうなるのか。経営努力と言われても、本来100%出資なのでトントンでいって、以前の議論でも、もし剰余金が出た場合はむしろ寄附するとかという話もあったぐらいなのです。その点について基本的な考え方をお伺いしたい。

○五島誠委員長 答弁。管財課長。

○東健治管財課長 お答えいたします。庄原市総合サービスに担っていただいている業務に関しては、決算状況等の報告をする中で、決算報告書にも令和6年度事業収支実績ということでまとめた資料がございます。そこを御覧いただくと、保育所業務、体育館の運営業務、子育て支援施設、調理場、リサイクルプラザ、縁結び、また本社機能を有しておりますので、それぞれの区分に応じた売上高、あるいは経費部分について報告資料としているところです。御覧いただくとおり、指定管理で申しますと、保育所運営と体育館の管理運営業務、この部分が指定管理、そのほかについては業務委託となっております。指定管理料の積算でいきますと、その業務内容等に応じた積算を行っています。決算利益剰余金が発生するということから、指定管理料で剰余金を調整するというのはいかがなものかと。

必要に応じた積算、業務内容に応じた積算を行っていますので、必要以上にここを削減すると、担っていただく業務に合った指定管理料が支払われないということになってまいります。この部分で申しますと、公契約条例に反することにもつながりかねないということになってまいります。そういった中で、庄原市総合サービスに担っていただいている業務委託も含めた全ての業務という部分、年度によって先ほど谷口議員おっしゃられた、いわゆる単年度の当期純利益についても額が増減している実態がございます。令和6年度だけをとって600万円余りのという部分については、全体を見る中で御判断いただきたいと思っております。また指定管理以外の業務委託に関しても、それぞれ庄原市総合サービスからその年度の業務委託に係る積算、ここの経費について内訳書の提出等を受け、それぞれの所管課がその内容を確認し、適当であるという判断のもと施工伺いを起案する中で、業務委託契約を締結しております。その後においては、庄原市総合サービスの経営努力等によって経費の削減等もされている状況がございますので、そういったことからいわゆる決算利益という見方もできると考えております。総額の利益剰余金については、どの程度の額が適当なのかというところは、それぞれ判断があらうかと思いますが、これが大きく膨らんでいくことについては、先ほど行政管理課長も申しましたとおり、市としても考えていかないといけないという認識を持っているところです。

○五島誠委員長 他にありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 業種別に見ますと、今言われたように業務委託料の部門では調理場で純利益が3,500万円、それからリサイクルプラザに2,800万円とかがありまして、本社でいろいろ諸経費がかかるので7,700万円の赤字と。確かにトータルすれば600万円ということなのですが、業務委託料の面でもかなりの利益で、これは経営努力と言われましたが、あわせて7,000万円ぐらいの利益が出ると。これも私にはよく理解できないのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 管財課長。

○東健治管財課長 業務委託料の利益部分ですけれども、それぞれの業務、仮に調理場、給食調理業務でいいますと、この部分だけとってみると3,500万円余りの利益ということになってまいります。ここに係る部分について、いわゆる庄原市総合サービスは本社機能ということで、総務関係の業務、事務は本社部分が担っていると。調理業務だけを見たときには3,500万円余りの利益になってきますけれども、ここに係る総務的な経費もちろんあるのです。それを本社部分が担っていることによって、本社機能の利益については7,700万円余りの赤字という状況になっているかと思っておりますので、それぞれの業務だけを見ての利益ということではなく、やはり全体を見ていただく必要があるのではないかなと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一朗委員 資料の18ページに、令和6年度の事業収支実績ということで部門ごとの、今、谷口委員が言われた部分ですけれども、こう分かっていると本社部分で全て吸収してしまっているように見えます。例えば、事業ごとにそういう決算書の作り方をもう少し分かりやすく、その事業での収支がどうなのか、本社機能の事務部門も含めて、そういう資料にさせていただいたほうが部門ごとの収支というのはより分かりやすいかなと思うのです。

○五島誠委員長 答弁。行政管理課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えします。本社経費、総務経費についての振り分けですが、それぞれの事業体系が保育所ですとか、リサイクルプラザ、縁結び事業と異なっております。なかなか

一律に案分の方法ということが難しい状況にはございますが、こちらの決算書のアドバイスをいただいている税理士、会社とも協議をさせていただく中で、工夫ができるものかどうか、今後検討させていただければと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員 当然、見積りの時点では分けて人件費も上げていらっしゃるはずなので、できないのではないかなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 1億円、余っているではないですか。どの額まで容認するのか。

○五島誠委員長 答弁。行政管理課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えします。なかなか経営体系ですとか一律の判断は難しいと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、30%以上が一般的には安定という部分がございます、30%を超えたと。庄原市総合サービスの形態を考えますと、これ以上ひどく抱えておくのは好ましくないと思っております。今後、先ほど申し上げました設備投資ですとか、谷口委員もおっしゃられました、これまで行っていた寄附、保育所等への遊具の寄附ですとか、そういったものも含めて対応を考えさせていただければと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 設備投資の計画をされているのですか。大規模な設備投資というのは余り聞かないのだけれども、それはあくまで予想でしょう。

○五島誠委員長 答弁。課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えします。現在のところ、大規模な設備投資は会社でも計画されていない、経営計画にも上がってきておりません。例えば保育所ですとか、給食調理場の安全管理に関する施設の改善ですとか、そういった部分で従業員が働きやすく、また保護者の方も安心してお任せができるような環境へ、ある程度設備投資ができればと。市の担当課と会社とも十分協議をしながら、こちらの利益剰余金をどのように活用していくかは検討させていただければと思っております。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 調理場が経年劣化で古くなってくる。鍋とか御飯を炊くものとか高額になるときは、市が100%出資しているから、どうしても一般財源、市のほかの財源で出すではないですか。そういったときに、この余ったお金も加味して決めるということですか。そこら辺があやふやなのです。

○五島誠委員長 課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えいたします。当然、施設の管理といいますか、そういったところは市の責任において実施すべき事項です。それ以上に機能向上というか、指定管理事業をしている、また業務委託によって、民間活力ベースで工夫を用いて経営的に利益を確保できた部分で、より安全性を高めたり、より質を向上したり、さらにそういったものが充実できる部分があれば検討していきたいということです。施設の管理ですとか整備については、一義的には市が責任を負って整備するべきと考えております。それ以上の機能向上部分といいますか、より充実できる部分について検討ができれば、そういったところを考えていければと思っております。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 イメージ的に、ハードの部分は市が面倒を見るけれども、ソフトの部分をこのお金を

使ってやると。そんなにかかるものかなと思ってみたりするわけです。金がかかるといったらハードでしょう。安全管理とかはソフトの部分に限りなく近い。ソフトプログラムのなものを導入して、社員の安全管理を図ることになると何百万の世界になる、それ以上になると思うから分かるけれども。やるかやらないかという雲をつかむような話のために、そういったお金になるのだと言われても、ではいつするのか。いつかやられるのだらうという感じにしかとれない。

○五島誠委員長 答弁。課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えします。庄原市総合サービスは、予算規模といいますか、売上高も相当、業種も多方面にわたっているという関係もございます、非常にスケールが大きい会社となっておりますので、今、利益剰余金として留保しております約1億円前後については経営安定化のために、適当ではないかと考えております。その中で今後、これ以上に増えていくものについて、従業員の処遇改善でありますとか、そういったところも含めて経営安定化のためにこういった手法がいかを検討させていただければと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 この会社をつくった目的は、市が100%出資して、より効率的な経費をかけて住民サービスを向上させるためです。自己資本比率が30%以上とか、50%以上が望ましいというのは、競争性がある民間業者がお互いにやっているような状況であればそういうことになりますが、これは完全に第2市役所のような感じのところなので、そこがやはり…。いろいろ説明がありましたけれども、1億円の剰余金があるのは不自然ではないかというのがもともとの思いなのです。なぜこの会社をつくったのか。この会社は一般の民間企業と同じような性格で競争しているのか。そうではないでしょう、独占的にやっているわけですから。そこが剰余金を持っているというのは、そもそも理解ができないという面があって、あえてお聞きしているので、もう一度伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。行政管理課長。

○横山敬之行政管理課長 御質問にお答えします。利益剰余金の社内留保の金額については、会社に競争性はないといいますが、会社として運営する以上、運転資金ですとか、負債の部分についても流動資産の売掛金等もございますので、こちらの貸倒れですとか、そういったリスクはゼロではありません。会社の経営規模が非常に大きくなっているということで、一定以上の留保金は必要ではないかと。他の第三セクターについても、一定以上の留保金は持っておくのが適当ではないかと考えております。

○五島誠委員長 他にありますか。堀井委員。

○堀井慎一郎委員 指定管理の部分と業務委託の部分があるということで、業務委託の部分で、例えば随意契約でやっておられる部分がどの事業かを教えていただければ。

○五島誠委員長 答弁。管財課長。

○東健治管財課長 業務については競争性ということではなく、市の業務ということから、庄原市総合サービスに対して随意契約で契約を行っております。

○五島誠委員長 堀井委員。

○堀井慎一郎委員 競争性という観点ではないということでしたけれども、随意契約という性格上、そこはやはり求めていくべきではないかなと思います。そうなってくると、例えば見積価格が適正かどうか、各担当課で内容のチェックはしているということですが、比較対象がない状態で見積書

のチェックをされているのではないかと思います。その辺りのチェックについては、現状問題がないという認識でいらっしゃるということによろしいでしょうか。

○五島誠委員長 管財課長。

○東健治管財課長 その部分に関しては、それぞれの業務、それぞれの所管課がございます。それぞれの所管課において施工伺ということで、この業務を実施することとしていいかという伺いを立てると。各所管課がその内容を確認するという中では、適切な額での積算が行われていると。それに基づいて契約行為ということで、管財課で契約事務を行ってきております。先ほど堀井議員が言われた随意契約がいかにかということ。例えばですけれども、給食調理業務で競争性を担保することから、庄原市総合サービスと民間事業者を競わせて、安価な提案があった事業者と契約を締結するとしますと、庄原市総合サービスが抱えている調理員の業務がなくなってしまうという状況にもなりかねません。そういったことから、市が行う業務に関して委託という形で、調理業務に関して、あるいはそのほかの業務に関しても、庄原市総合サービスを相手とした随意契約により契約を締結しているという状況がございます。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。それでは質疑を閉じさせていただきます。この件については、今後も当委員会として注視をするというところは必要かなと思っております。先ほど課長もおっしゃられましたけれども、現在は30%を超えたところで安定経営の段階ですが、市が100%出資している法人ですので、健全経営を目指すというのはいささか適当ではないのかなと。この水準をキープというところもあるのでしょうか、今後の状況を見ながら、従業員の処遇改善であるとか、そうしたところで今後、この利益剰余金が著しく増えることがないような対応を。それから先ほども質疑の中であったように、検討すると言って持ち帰られるものもあるかと思っております。そうしたことを内部で、また法人ともしっかり検討されて、何度も言うようにですけれども、この市の出資法人、特に100%出資の庄原市総合サービスについては、その成り立ちから、それがなおざりになることがないように、市民サービスの向上に向けて今後も引き続き御努力いただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。それでは協議事項1点目の市出資法人における決算剰余金の取り扱いについては、この程度で閉じさせていただきます。執行者の方の退席を求めます。一旦、委員会を休憩いたします。

〔執行者 退室〕

午前10時30分 休 憩

午前10時47分 再 開

○五島誠委員長 では休憩前に引き続いて会議を再開します。

2 陳情について

○五島誠委員長 続いての協議事項は陳情についてということで、本常任委員会に陳情第14号、第16号、第18号、第22号、第23号、五つの陳情が送付されております。この取り扱いについて一つずつ

決めていきたいと思っています。まず、陳情第 14 号並びに第 18 号、それから第 22 号については関連もございしますので、一括して審議をしたいと思っています。それでは、皆さんの御手元の資料の中に陳情書があると思いますので、改めて御確認いただき協議していきたいと思っています。暫時休憩します。

午前 10 時 48 分 休 憩

午前 10 時 58 分 再 開

○五島誠委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。休憩間に確認いただいた陳情第 14 号、第 18 号、第 22 号の取り扱いについて、協議をいただきたいと思っています。委員の皆さんから御意見を求めます。いかがでしょうか。谷口委員。

○谷口隆明委員 何度も同じ要望が来ますので、今の喫煙場所は法的には県の許可というか、クリアしているようですが、一般的に見るとそういう懸念がある以上はやはり、特定屋外喫煙場所を屋上とかというようなことを検討するように市に求めることは必要ではないかと。この陳情についての判断はどうしたらいいかわかりませんが、意見としては、将来的に誰が見てもそういう指摘を受けないようなところに、健康増進法では人通りがないところ、屋上とか、あるいは裏の誰も行かないところということが書いてあります。そういうのにもきっちり合うところを市に要請していくことが必要ではないかと思っています。

○五島誠委員長 他にありますか。桜田委員。

○桜田亮太委員 3 ページの 8 番に、当該バリケードは喫煙者等が駐輪場の側から喫煙場所に入出りできないようにする目的で設置されたものという目的の趣旨があるのです。喫煙者が駐輪場の側から出入りできないようにということは、駐輪場に来る人との動線とか、何かしらの原因があつてのバリケードだと思うのです。設置されていることによって、消防署の立入りからの指摘もなく、かつ動線的にも、喫煙者の動線がこのバリケードがあることによってできているわけですから、私は、現時点で議会として取り扱うのはどうかなという思いがあります。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 これは毎回出されている。谷口委員が言われたように、そういう方も市民の方におられるということになると、将来的に屋上等、要望という形で一言伝えるぐらいしか今はできないかなと思っております。しろとか、絶対屋上へつけろというのではなく、助言といいますか、そのぐらいかなと思っております。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長 谷口委員、横路委員が言ってくださった方向で取り扱うのがよいのではないかなと思っております。

○五島誠委員長 それでは、先ほど御三方の委員からもあったように、この陳情書については参考とさせていただきます、将来的なことも考えて、市役所の総務課になるとは思いますけれども、そちらに一度協議といいますか、提案といいますか、そうした機会を持つのもやぶさかではないというところで落つけたいと思います。委員長の個人的な意見としても、第 14 号、第 18 号については、今ある喫煙所の撤去あるいはバリケード等の撤去が求められている部分かと思いますが、そうしたところを

先ほどあったように例えば屋上を活用できないかとか、もう少し検討が必要かと思っております。実は先般、6階から屋上に上がる動線について調べてみたのです。物置があったり、今、業者が入られていますけれども、清掃業者の方々が入られて仕事をしやすいようになっています。そうしたところの動線等も含めて、まだまだ議論の余地があるのではないかなと感じた次第ですので、御紹介をしておきたいと思います。また陳情第22号については、趣旨は同様であろうかと思いますが、求める内容としては敷地内全面禁煙というところを陳情されています。しかし、大事なものは分煙なのかなと私自身感じておりまして、例えば全面禁煙にして近隣の施設や道路等に迷惑をかけてもいけないので、ある意味でいえば、喫煙者の方々のスペースを確保して、吸わない方にも配慮ができる方法を一議員として検討していかなければいけないのかなと感じた次第です。したがって、陳情第14号、第18号、そして第22号、以上3件の陳情については聞き置くという判断にしまして、今後またさらに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。続いて陳情第16号について、これを議題にしたいと思います。暫時休憩します。

午前11時5分 休 憩

午前11時11分 再 開

○五島誠委員長 休憩前に引き続いて会議を再開します。陳情第16号の取扱いについて御協議いただきたいと思いますが、御意見ありますか。横路委員。

○横路政之委員 一事業主からということですが、これは業界全体にも影響することです。そういった方からの要望等も来ていない状況です。今後、そういった業界からの要望も出ることが予想されますので、これは様子を見ておいたほうがいいかなと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。副委員長。

○松本みのり副委員長 こちらの免税軽油制度の期限が令和9年3月末日までということですので、また国でも延長を考えられたりする場合もあると思います。まだ先での検討でよろしいかと思います。

○五島誠委員長 ただいま2名の委員の方から、社会動向等も注視しながら検討していくのがいいのではないかなということがございましたので、この陳情第16号についても同様に聞き置くということで、参考意見として今後の動向をしっかりと見据えてまいりたいと思います。続いて陳情第23号について協議をしてまいりたいと思います。こちらについても時間をつくり、暫時休憩とします。

午前11時12分 休 憩

午前11時18分 再 開

○五島誠委員長 再開します。陳情第23号について、取扱いをどのようにしましょうか。御意見を求めたいと思います。本件については、趣旨にございますように訴訟の概要、和解の経緯、それから弁護士費用の総額や内訳などについて、ホームページあるいは広報しょうばらへ掲載するなどして公表することと、内容について説明会等を開催してほしいという要望です。これについて、現在、我々議会

としては都度説明を受けております。持っている情報、それから出せるといいますか、公表している情報としたら、それが全てなのかなと感じておりますけれども、この件について、皆さんからもし何か御意見ありましたらお伺いしておきたいと思います。谷口委員。

○谷口隆明委員 この件に関しては、議員全員協議会等でつぶさに和解までの経過、なぜこういう和解金になったか説明があったと思います。その範囲で公表というか、何らかの形で知らせることは必要ではないかと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。では、この件も含めて、この庄原市木質バイオマス利活用プラント整備事業は、最終的には住民訴訟までいって、合併後の庄原市で非常に重要かつ大きな案件でございました。改めて事のてんまつといえますか、そうしたものも含めて、ある意味、風化させてはいけない部分といえますか、市民の皆さんにも知っておいていただきたいところもございます。それから、これから執行を担っていただく庄原市の職員の方々に対しても、引き継いでいかないといけないと言ったら語弊があるかも分かりませんが、そうしたことも検討していかなければいけない事項かなと思っております。陳情書を読ませていただくと、そうしたことも含めて意があるのではないかなと感じます。取扱いとしては参考資料ということで聞き置くにさせていただきますけれども、引き続いて、我々自身もこの木質バイオマスについては経過といえますか、そうしたものをいかに市民の皆さんに知っていただくかということも含めて、もう少し検討していかなければいけないのではないかと委員長としては考えております。取扱いをそのようにさせていただこうと思いますが、よろしいですか。横路委員。

○横路政之委員 庄原市が合併して以来の一大事件です。二度とこういうことを起こしてはいけないという認識のもとに、各議員も予算執行には大分気を使っていくようになった、きっかけになる事件だったので、委員長が言われたように、黙って忘れ去られていくということになってはいけないと思います。どこかの時点で、詳しい文言等ではなく、こういう契機でこういうことがあったのだというまとめたもの、市民目線に立ったそういったものも公表していく。時期はいつとは言いませんけれども、そういう方向性は必要かなと思います。

○五島誠委員長 そのほか、皆さんから御意見ありますか。よろしいですか。それでは陳情第23号についても聞き置くさせていただきますので、よろしくお願いします。では以上で陳情についての協議を閉じたいと思います。

3 意見書について

○五島誠委員長 3番、意見書についてということで、谷口委員から御提案がなされておりますので、改めて谷口委員から御説明いただきたいと思います。

○谷口隆明委員 先月の27、28日の中国新聞にこの問題が出されました。28日の中国新聞に、米国の核使用に日本が関与するような議論は行ふべきではないという社説が出ましたので、その社説の中身を受けて文言をつくりました。今、ちょうど被爆80周年で、先般の広島の平和会議の中でもいろいろ議論になった問題です。もし何かあったら核を使うことをアメリカに要請するということは、日本政府としてはふさわしくないのではないかとということで、中国新聞の論調がほとんどなのですが、それで意見書をつくりました。ぜひ国に、こういう意見があるということ届けたいという思いですので、

よろしくお願いします。

○五島誠委員長 それでは委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお伺いします。桜田委員。

○桜田亮太委員 この1の、核なき世界に逆行する有事での核使用議論を今後一切行わないことというのが踏み込んだ発言だなど。日本は核兵器禁止条約に批准していない立場ですので、ここまでの議論もできないということを議会として出すのはどうなのかなという思いが正直あります。

○五島誠委員長 それを受けて、谷口委員。

○谷口隆明委員 核使用の議論というのは、核を使用するという議論ですので、核兵器そのものの議論をしてはいけないということではないです。今回の場合は、もし有事が、特に中国とかを想定して有事があった場合は核を使うのだということを議論したわけで、このことについては湯崎知事や松井市長も、核使用をもしやったらもうおしまいになるので絶対にしてはいけないと8月6日に言われました。核兵器そのものの議論をしてはいけないということではなくて、使用してほしいという議論はすべきではないのではないかと思います。中国新聞でもそのようになっています。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 2はいいのですが、1が桜田委員も言われたように、少し違和感が。これが出てきた本元は、要するにこういった核兵器を使用するような事態があったときのシミュレーションですよね。その段階で、そういった情報が漏れていって、けしからんということになっていると私は理解しています。シミュレーションの段階なので、あらゆる全ての事態をシミュレーションすると。シナリオを議論したと私は理解しています。そういったことも一切やってはいけないととられるので、この1の表現方法を、国会の場でそういった議論をしてはいけないとか、谷口さんが言われたように、使用そのものについてどうしようとか、表現を少し変えてもらえればと。そういったものはやはり公式の場ではすべきではないと思っていますので。

○五島誠委員長 暫時休憩といたします。

午前11時28分 休 憩

午前11時37分 再 開

○五島誠委員長 休憩前に引き続いて会議を再開します。先ほど休憩間に、意見書の文章について少し訂正がありましたので、副委員長から朗読をしていただきます。お願いします。

○松本みのり副委員長 皆さんの思いをそれぞれ合わせたところで、核なき世界を実現するために、有事での核使用に向けた議論を行わない姿勢を堅持すること、となりました。

○五島誠委員長 では、そのように文章を訂正しますので、よろしくお願いします。それではこの米国の核使用に日本が関与するような議論は、行わないことを求める意見書案について、委員の皆さんの御賛同を得られましたら、本会議に委員会発議として提案したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、29日の最終日に上程する方向で手続を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。では、意見書については閉じさせていただきます。

4 閉会中の継続調査について

○五島誠委員長　　続いて4番、閉会中の継続調査事項についてです。先般、夕張への行政視察はどうかという話がございまして、事務局に調べていただきましたところ、10月の日程としては8日の1日間しかもう今年度の受入れ日がないと。財政の視察を受けるなら10月8日のみですということが既に記されていまして、皆さんにどう対応するかということをまず図らなければいけないかなと思っています。10月8日となりますと、もう日も近いので、なかなかその日程で行くのは現実的ではないかなと思っておりますが、いや夕張に行こうということで強行するという意見があるかもしれません。どうでしょうか。暫時休憩といたします。

午前11時39分　　休　　憩

午前11時57分　　再　　開

○五島誠委員長　　それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。先ほど休憩間でもお話をしましたが、まず行政視察について、本年度の夕張視察は10月ということもございましたので日程的にも断念せざるを得ないかなと思っています。改めて、どうさせていただくかについて、また次回の委員会のときに検討したいと思いますので、よろしくお願いします。それから、まだ協議しないといけないこともございますので、少し早いのですがけれども9月25日木曜日、予算決算常任委員会終了後に、改めて総務常任委員会を開催したいと思います。よろしくお願いします。

5 その他

○五島誠委員長　　そのほか、皆さんから御意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。それでは、以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

午前11時58分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長